



(平成23年7月末の会員数:4,676社)

今月の便に同封している書類(ご案内等)

- ◆ 改正税法説明会の案内
- ◆ 経営セミナーの案内
- ◆ 婚活イベントの案内(青年部会)
- ◆ 健康体力測定のご案内(第5ブロック)
- ◆ 花一杯運動の案内(第2ブロック)
- ◆ 神田紅の独演会の案内(第5ブロック)



法人会(本部等主催)の行事

| 月 | 日 | 曜 | 内 容 | |
|----|----|---|------------------|--------------------------|
| 9 | 2 | 金 | 総務委員会 | 11.00～ 於：事務局会議室 |
| 9 | 5 | 月 | 理 事 会 | 18.00～ 於：福岡ガーデンパレス |
| 9 | 7 | 水 | 税の相談日 | 10.00～ 於：事務局会議室 |
| 9 | 21 | 水 | 税の相談日 | 10.00～ 於：事務局会議室 |
| 9 | 27 | 火 | 改正税法説明会 | 14.00～ 於：福岡ガーデンパレス |
| 9 | 28 | 水 | 改正税法説明会 | 14.00～ 於：セントラルホテルフクオカ |
| 10 | 1 | 金 | 婚活イベント「お見合いパーティ」 | 18.00～ 於：ホテル・イル・パラッツォ |
| 10 | 3 | 月 | 経営セミナー | 14.00～ 於：福岡ガーデンパレス |

ブロック、支部、青年部会、女性部会の主行事

| 月 | 日 | 曜 | 内 容 | |
|---|----|---|----------------------|---------------------|
| 9 | 8 | 木 | 大名第1支部役員会 | 12.00～ 於：魚 村 |
| 9 | 8 | 木 | 天神第3支部天神地区青少年対策パトロール | 16.00～ 於：天神地区 |
| 9 | 15 | 木 | 第2ブロック花いっぱい運動 | 15.00～ 於：中央区舞鶴地区 |
| 9 | 15 | 木 | 舞鶴支部役員会 | 11.00～ 於：事務局会議室 |

〔I〕 税務カレンダー

9月の税務カレンダー

- 9月12日 ◎納期の特例適用法人を除く全法人
8月支払分給与に係る源泉所得税、特別徴収住民税納期限
8月支払分報酬・料金等に係る源泉所得税納期限
- 9月30日 ●7月決算法人
法人税、消費税・地方消費税、法人事業税、地方法人特別税、法人事業所税、法人住民税
確定申告期限・納期限
- 1月決算法人
法人税、消費税・地方消費税、法人事業税、法人住民税
中間申告期限・納期限
- 課税期間3月特例適用の4月、7月、10月、1月決算法人
3月ごとの短縮課税期間に係る消費税・地方消費税
確定申告期限・納期限
- 課税期間1月特例適用法人
1月ごとの短縮課税期間に係る消費税・地方消費税
確定申告期限・納期限
- 直前課税期間確定消費税額400万円超4,800万円以下の4月、10月、1月決算法人
3月ごとの消費税・地方消費税中間申告期限・納期限
- 直前課税期間確定消費税額4,800万円超の6月、7月決算法人を除く法人
1月ごとの消費税・地方消費税中間申告期限・納期限
- 固定資産税・都市計画税第3期分納期限(市町村によって期限が異なる場合があります。)

※ ●は法人に関する税、◎は個人に関する税、○は法人と個人いずれにも関係する税です。



〔Ⅱ〕知らないと損する税情報



“エネ革税制”と“グリーン投資減税”——どちらか一方だけ適用できます！

税理士 衛藤政憲

新法による平成23年度の税制改正において、租税特別措置法に“グリーン投資減税”（環境関連投資促進税制）が創設されました。

この制度は、当初“エネ革税制”（エネルギー需給構造改革推進投資促進税制）を廃止して創設されることとされていましたが、“エネ革税制”の適用期限が今回の改正により平成24年3月31日まで延長されましたので、同日までの間は“エネ革税制”と“グリーン投資減税”という適用対象設備等がほとんど同じ2つの制度が並存することとなりました。

この結果、青色申告法人が、平成23年6月30日から平成24年3月31日までの間に、2つの制度に共通する適用対象設備等を取等して、その取得等した日から1年以内に事業の用に供した場合には、“エネ革税制”と“グリーン投資減税”のいずれか1つを選択的に適用することができるということです。これから適用対象設備等を取等するという場合にはこの点も考慮することが必要です。

さて、そこでこの2つの制度ですが、その制度の内容には次のように同じ部分と異なる部分とがありますので、この点は要注意です。

1 両制度の同じ部分

(1) 特別償却

適用対象設備等を取等して、その取得等した日から1年以内に事業の用に供した場合には、30%の特別償却をすることができます。

(2) 特別税額控除

中小企業者等においては、特別償却ではなく7%の特別税額控除をすることができます。

この場合の中小企業者等とは、大企業（資本金・出資金1億円超の法人等）の子会社等を除く資本金1億円以下の法人又は資本金・出資金を有しない法人のうち従業員数が1,000人以下の法人をいいます。

なお、税額控除限度額は、その税額控除する事業年度の法人税額の20%相当額とされています。その事業年度において控除しきれなかった繰越税額控除限度超過額が生じた場合には、その金額を1年間繰り越すことができますので、翌事業年度において同様に20%相当額を限度として控除することができます。

(3) 共通する適用対象設備等

“エネ革税制”と“グリーン投資減税”の2つの制度に共通する適用対象設備等には次のようなものがあります。



高効率型電動熱源機、高性能工業炉廃熱回収式燃焼装置、高効率複合工作機械、熱併給型動力発生装置、エネルギー回生型ハイブリッド自動車、電気自動車、ガス冷房装置、バイオマス利用装置、風力発電設備、太陽光発電設備、高断熱窓設備、高効率空気調和設備、高効率機械換気設備、照明設備等

なお、制度適用に当たって、設備によっては、所管行政庁や経済産業大臣が確認した旨の証明書を確定申告書に添付する必要があります。適用対象設備等に該当するかどうかなどについては、所轄税務署に必ず確認してください。

2 両制度の異なる部分

“エネ革税制”と“グリーン投資減税”の2つの制度で異なる部分は、即時償却ができるかどうかということです。

即時償却は、“エネ革税制”にだけ認められているものであり、具体的には、平成24年3月31日までに適用対象設備等を取等して、その取得等した日から1年以内に事業の用に供した場合に、事業の用に供した日を含む事業年度において、その取得価額の全額を損金の額に算入することができるというものです。

制度内容は以上のとおりですから、両制度に共通する適用対象設備等を平成24年3月31日までに取得等した場合、“エネ革税制”と“グリーン投資減税”のどちらを選択するかは、即時償却をすることとするかどうかによって判断することとなります。

更に、中小企業者等に該当する場合、特別償却と特別税額控除のどちらを選択するほうがよいかということについては、法人税額の生じる黒字申告の場合には特別税額控除を選択するほうがよいのではないかと考えます。

なお、“エネ革税制”と“グリーン投資減税”いずれの適用に当たっても、確定申告書に特別償却額又は特別税額控除額の計算に関する明細書等及び適用額明細書を添付する必要があります。



※ 平成23年8月20日現在の法令及び通達に基づいて記載しています。

がんばろう東北！復興支援ツアー レポート

県法人会青年部会連絡協議会では表題の復興支援ボランティアツアーを7月に実施しました。福岡中部法人会からは6名の方が参加されましたのでそのレポートを掲載いたします

青年部会 広報渉外副委員長 瀬 筒 義 久

《いよいよ出発》

7月8日金曜日、朝8時福岡空港に集合。計23名が参加。仙台は曇りのち雨の予報。雨と泥だらけの瓦礫撤去作業を覚悟するメンバー。空路羽田へ、羽田からはチャーターバスで仙台へ。東北自動車道路を北へ6時間、仙台南ICで降り、秋保温泉へ。バスの中では、ツアー添乗員さんから説明があり、「宿泊の岩沼屋は、震災の影響で従業員が減り、十分なサービスが出来ず、夕食もいつものものとは違います。布団の上げ下げは、セルフでお願いします。」との事。「ああ、震災地に来たんだな」という実感が湧いてくる。しかし、岩沼屋さん、温泉もとても素晴らしく今回の被災地での経験を忘れさせてくれるものであり、夕食も充分満足だった。夕食後、部屋で車座になりミーティングの最中、「グラッグラッ」と軽い揺れ(震度3)ああ、被災地に来ているんだと、一同改めて実感。明朝は、5時起きで6時出発。「明日は、早いので今夜は早く寝ましょう。」と中締め。

《いよいよボランティアへ》

7月9日(土)午前5時15分、旅館のモーニングコールでメンバーは目を覚まし5時50分には旅館玄関前に集合。目の前には、神奈川県警、香川県警、沖縄県警など全国から集まって来ている警察車両がズラリ…。バスに乗り込んだメンバーは、気仙沼市へ3時間かけて移動。気仙沼市の本吉町の小泉地区に到着。バスから降り、10数メートル高台にある及川(おいかわ)さんという70歳くらいの男性が一人暮らしをしている民家へ。中に入ると、床板は剥がされた状態でのむき出し、ひと眼で津波の影響を受けた事がわかる。及川さんによると、近くの墓地で作業中に地震発生、その後津波が襲来し目の前の鉄道(陸橋)、眼下の畑、自宅等が20メートルくらいの高さの波に飲み込まれ、緑豊かな風景が完全に荒れた海になったそう。

目前の山々の木々が赤く変色している。その場所まで波が来たという事を物語る。我々は、及川さん宅の床の泥かきと不要な物のかたづけ、自宅周辺の瓦礫の撤去をおこなった。

今回の九州メンバーには、廃棄物処理、建設会社、家の修理メンテナンス、下水道工事、アスベスト診断などのプロが複数いて、手際のいい作業になった。

現地ボランティア団体の人たちと及川さんは、我々の仕事には期待をしていなかったようだが、あまりの手際の良さと捗り具合に、驚きと感銘を受けたようだ。予報とは全く違う晴天にも恵まれ、熱中症との戦いになった。こまめに水分を補給し、作業中のお互いの声かけにも注意した。

9時からの作業は予定よりも早く進み、14時にはほぼ目標の瓦礫撤去を終了しメンバーは、少しの達成感に浸った。

及川さんを囲み、記念撮影を終えると、本人からお礼の言葉が。お会いした時から、意外に飄々とされていた及川さんの言葉が詰まった。一同静寂。そして及川さんは、お礼を述べながら何度も涙をぬぐった。私たちのボランティア活動に、とても深い意味と、意義を持たせて頂いた。「来てよかった…。」メンバー全員が思った瞬間でもあった。



《現場をあとに・・・》

14時半に、気仙沼を後にし、宿泊地の仙台市へ。途中、最も被害が深刻であった「南三陸町」へ寄った。写真では、本当に伝わらない。現場に立つととても恐ろしく、大変な事が起こり、今もその悲劇が継続している事を否応なく考えさせられる。そして誰もが思った事、「復興は、あまりにも遠い…。」下のセリフは、ある被災地の方々の言葉である。

「瓦礫と言わないでほしい、まだあの中に行方不明になった肉親がいるのだから…」

私は、その光景に絶句しながらも、持ってきた数珠を取り出し、そっと手を合わせた。

《終わった・・・宿へ》

宿に戻ったメンバーは、仙台の法人会の皆さんが待っている仙台市の交流会場へ。暴言辞任した某閣僚氏が旬なだけに、「九州人が、客を待たせるわけにはいかん！」と思いつつ30分以上も遅刻である。仙台法人会の皆さんとの交流会はあっという間に過ぎ、会は解散、現地の方々からしか聞けない貴重な意見を頂く。あとは三々五々、仙台の街に消えて行った。

翌朝、8時に出発、一人もケガや、トラブルなく無事に帰って来た。それが何よりのお土産でもある。



《今回のボランティアで私が思った5つの事》

①ボランティアに行く時は、強い思いと、事前準備が必要。被災地には危険がいっぱい。

現場には、釘やガラスが散乱しており、長靴やゴム手袋は必需品。また、場所によってはアスベストなどの有害物質が人体に影響を与える可能性があり、普通のマスクでは防げない事もある。今回のように暑い現場では、熱中症対策も必要。現場で倒れては本末転倒、ケガなく、無事に帰る事もボランティアの大事な役割なのだ。怪我や入院、その後の疾病等につながると意味のないものになってしまう。是非とも事前勉強と、専門家の話は聞いておこう。

②お金を現地に落とそう。

中には、被災地の皆さんのように過ごさなければと思い、寝袋やテントを持って行く方がいますが経済が回って行くことも大切。できれば、周辺の旅館やホテルに宿泊し、食事やたくさんお酒を飲むなどの消費も大事だと思った。今回のメンバーは、それを肌で感じたようだ。

③実際に被災地を見て、肌で感じよう。行かなければわからない事がある…。

テレビ、新聞、雑誌で見るとは全く違うものを感じるはず。そして被災された方の話を聞く事によって、マスコミの偏った報道ではわからない生の情報がそこにある。もちろん、被災された方々の心はまったく癒されていない。でも、たくさん話を聞く事も大事であると、及川さんの言葉を聞いて思った。

④そして伝えよう。

今回経験した事、そして今後もある予定の復興支援ツアー。参加された方は、この経験や、現地の情報を持ち帰り、たくさんの人々に伝えるべき。今、何が必要とされているのか？我々は何ができるのか？国は何をやるのか？そして政治をどうしなければいけないのか？などなど、これからの事について話をしよう。

⑤ずっとずっと復興支援をしよう。

被災地に行って思ったことは、まだ復興の「ふ」の字も行っていないという事。瓦礫の撤去だけでもあと何年もかかります。そして、そこから始まる復興への道。10年スパンで見なければいけないのではないだろうか？。金銭的、物理的、精神的な支援をずっとずっと続けていく、伝えていくことがとても大切だと思う。

第7ブロック 副ブロック長 尾川 昇

出発の日には、九州北部も梅雨が明けた模様である。福岡から羽田空港までは空路でその後は、バスにて秋保温泉までの約6時間の旅であるが、都内を脱出するには多少時間を要した。昼食弁当を済まし、しばらく外を眺めている内に眠ってしまった。

東北自動車道は比較的内陸部に位置しているの、地震の影響は少ない。秋保温泉近くになるとさすがに、ブルーシートの屋根が目立った。途中からパトカーの先導でホテルまで同行したのでびっくりしたが、何のことはない各県の県警の宿泊施設だったのである。ホテルでは節電のため薄暗く、お風呂もサウナ、シャワーも中止、夕食も比較的質素？（期待し過ぎ）で初日は終了。

二日目は、5時半起床で6時出発、目的地まで約2時間、南三陸町避難所に到着そこで係員（ボランティア、大学の3年生）の指示により現地に向かった。そこで目の当たりにしたのは無人の荒野である。多分3月11日迄は家屋、工場、農地、主要道路には自動車、トラック、バス等が引切り無しに通行してたはずである。その証拠に山すそに電柱、ガードレール等が散乱し、地上20M位の高さの電柱に工場のビニール等がひらめいている様は、まるで地獄の沙汰である。

いよいよ、与えられた任務の遂行である。まずかなり年を召された一人暮らしの男性で戸建ての家屋が、軒下まで冠水し約120日放置されていた。そこで、作業班4人ほどで家屋の床下のヘドロ除去、残りの20名は家屋の周囲のゴミ処理にあたったが、ゴミとはいえ流れ着いた、大木、家財、木片、金属片、ビン類等、あらゆる物が散乱している。片付けに与えられた車は軽トラ1台と電動のこぎりだけであり、みんなで手分けして36度の炎天下、物も言わず必死で頑張った。合計7回の瓦礫置き場に運び終わった時、一同は一斉に笑みがこぼれた。それよりも、何よりもご主人が最後の御礼の時の挨拶で涙を見て、我々が人の役に立った実感が、しみじみと湧いたのは私一人では無いと思われる。まさに真珠の涙であった。作業が終わりバスに戻るとそこには、作業靴、ゴム手袋、そして僅かばかりの義援金を渡し裸足でバスに乗り込んだ。その後帰り道、南三陸町、陸前高田市を合掌しながら宿舎に戻った。また夕方は、宮城県法人会青年部会と交流を深めて今後、第2次、第3次と、繋いで行こうと言う事で大いに盛り上がった。最後に、福岡県法人会青年部の行動力に敬意を表しますと共に本当に有難うございました。



◇ 福岡中部法人会は
税知識の普及と納税意識の高揚、税制に関する提言を行う事業のほか、よき経営者をめざす者の団体として、地域企業と地域社会に貢献することを目的とする事業を行っています。